別表十七の十一㈢付表一の記載要領等第一号中「租税特別措置法」の次に「第68条の89の３（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「かつこ」を「括弧」に改め、同第十一号中「租税特別措置法」の次に「第68条の89の３第６項又は平成31年旧措置法」を加え、同第四号中「「対象連結事業年度　⑭」」を「「対象連結事業年度　⑯」」に、「（連結超過利子額の損金算入）」を「（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）」に改め、同号を同第六号とし、同第三号中「の規定」を「又は平成31年旧措置法第68条の89の３第２項の規定」に改め、同号を同第五号とし、同第二号の次に次の二号を加える。

３　「当期損金算入額の個別帰属額　⑴×（(3)/(2)又は(5)/(4)）　⑹」の欄は、租税特別措置法第68条の89の３の規定の適用を受ける場合には「(3)/(2)又は」を消し、平成31年旧措置法第68条の89の３の規定の適用を受ける場合には「又は(5)/(4)」を消すこと。

４　「連結超過利子個別帰属額（前期の⑾又は別表十七の二㈢付表二「19」）　⑺」の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が令和２年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「前期の⑾」とあるのは、「前期の⑼」として記載すること。

別表十七の十一㈢付表二の表中「連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二㈢付表一「９」）」を「連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二㈢付表一「11」）」に改め、同表の記載要領等第一号中「租税特別措置法」の次に「第68条の89の３第３項各号（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）に掲げる場合若しくは同条第４項各号に規定する場合又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成31年旧措置法」という。）」を加え、「又は」を「若しくは」に、「同条第７項」を「租税特別措置法第68条の89の３第６項又は平成31年旧措置法第68条の89の３第７項」に、「同条第１項」を「租税特別措置法第68条の89の３第１項」に改め、同第六号を同第七号とし、同第五号を同第六号とし、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

４　「連結超過利子個別帰属額の前期末の金額（前期の別表十七の二㈢付表一「11」）　⑺」の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が令和２年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「別表十七の二㈢付表一「11」」とあるのは、「別表十七の二㈢付表一「９」」として記載すること。

別表十七の十一㈢付表二の次に次の二表を加える。